明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○紛失又は焼失の届出により失効した旅券の告示（**外務**九四）　一
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（**文部科学**一七）　一五
○補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正する件（**同**一八）　一七
○登録更新講習機関の講習の内容の基準等を定める告示（**国土交通**一六〇）　一九
○建築基準法第七十七条の二十一第三項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を改正する件（**同**一六一）　二四

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分関係　一五
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分関係　一五
会社その他　一五
会社決算公告　一七